

昭和四十四年人事院規則九一八

人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の全部を次のように改正する。

人事院規則九一八（昭和四十四年五月一日施行）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 標準職務（第三条・第四条）

第三章 削除

第四章 新たに職員となつた者の職務の級及び号俸（第十一条―第十九条）

第五章 昇格及び降格（第二十条―第二十四条の二）

第六章 初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動（第二十五条―第三十三条）

第七章 昇給（第三十四条―第四十一条）

第八章 降号（第四十二条）

第九章 特別の場合における号俸の決定（第四十三条―第四十五条）

第十章 雑則（第四十六条―第四十九条）

第一章 総則

第一条 給与法第六条第三項の規定による職務の級又は指定職務給表に定める号俸についての標準的な職務の内容、給与法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者（以下「各庁の長」という。）がその所属の職員（指定職務給表の適用を受ける職員を除く。）の職務の級及び号俸を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 給与法第六号第一項の俸給表（以下「俸給表」という。）のうちいずれかの俸給表の適用を受ける者をいう。

二 昇格 職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。

三 降格 職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。

四 降号 職員の号俸を同一の職務の級の下の号俸に変更することをいう。

五 採用試験 規則八一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験（規則八一八

第三条第四項に規定する経験者採用試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。

六 総合職（院卒） 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）をいう。

七 総合職（大卒） 国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）をいう。

八 一般職（大卒） 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）をいう。

九 一般職（高卒） 国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。

十 専門職（大卒一群） 次に掲げる採用試験（平成二十四年二月一日以後に告知された試験に限る。次号及び第十二号において同じ。）をいう。

イ 国税専門官採用試験

ロ 労働基準監督官採用試験

十一 専門職（大卒二群） 次に掲げる採用試験をいう。

イ 皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）

ロ 財務省専門職員（人間科学）採用試験

ハ 財務省専門官採用試験

ニ 食品衛生監視員採用試験

ホ 航空管制官採用試験

ト 海上保安官採用試験

十二 専門職（高卒） 次に掲げる採用試験をいう。

イ 皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）

ロ 刑務官採用試験

ハ 入国警備官採用試験

ニ 税務職員採用試験

ホ 航空保安大学校学生採用試験

ト 気象大学校学生採用試験

チ 海上保安大学校学生採用試験

十三 I種 国家公務員採用I種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

十四 II種 国家公務員採用II種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

十五 III種 国家公務員採用III種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

十六 A種 平成二十四年二月一日前に告知された国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験並びに国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する採用試験をいう。

十七 B種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

第二章 標準職務

第三条 給与法第六条第三項に規定する職務の級又は指定職務給表に定める号俸の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定める標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級又は号俸に分類されるものとする。

第四条 削除

第三章 削除

第五条から第十条まで 削除

第四章 新たに職員となつた者の職務の級及び号俸

（新たに職員となつた者の職務の級）

第十一条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日におけることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、前二項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分）の定めがあるものにあつては、それぞれ区分の及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる。職務の級の範囲内で決定しようとするときは、あつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときは、あつては人事院の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第十七条各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続き職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

（新たに職員となつた者の号俸）

第十二条 新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 前条第二項の規定により職務の級を決定された職員 其の者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

三 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

四 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

五 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

六 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

七 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

八 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

九 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

十 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

十一 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

十二 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

十三 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

十四 前条第三項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 各庁の長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日において新たに職員となつたものとした場合、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相当する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日における職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職務給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）

三 前二号及び次号に掲げる職員以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める
号俸

イ 前条の規定により決定された職務の級の
号俸が初任給基準表に定められている職
員 当該号俸

ロ 前条の規定により決定された職務の級の
号俸が初任給基準表に定められていない職
員 初任給基準表に定める号俸を基礎とし
てその者の属する職務の級に昇格し、又は
降格したものとした場合に第二十三条第一
項又は第二十四条の第二項の規定により
得られる号俸

四 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にそ
の者に適用される区分の定めのない職員若し
くはその者に適用される初任給基準表のこれ
らの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も
低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属
する学歴免許等の資格のみを有する職員又は
専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
(第二号に掲げる職員を除く) その者の属
する職務の級の最低の号俸

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許
等の資格又は経験年数を有する職員(前項第二
号に掲げる職員を除く)の号俸については、
同項の規定にかかわらず、第十四条から第十九
条までに定めるところにより、初任給基準表に
定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項
の規定による号俸より上位の号俸とすることが
できる。

(初任給基準表の適用方法)

第十三条 初任給基準表は、その者に適用される
俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試
験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の
定めがあるものにあつては、それぞれ区分)及
び学歴免許等欄の区分に応じて適用するもの
とし、経験者採用試験の結果に基づいて職員と
なつた者には適用しない。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分
は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」
の区分はその他の職員に適用する。ただし、初
任給基準表に別段の定めがある場合は、その定
めるところによる。

一 採用試験の結果に基づいて職員となつた者
二 前号に該当し、その後人事交流等により引
き続いて俸給表の適用を受けない国家公務
員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤

務する者その他人事院の定めるこれらに準ず
る者となり、引き続きそれらの者として勤務
した後、引き続き職員となつた者及び採用
試験の結果に基づいて行政執行法人に勤務す
る者となり、引き続き当該者として勤務した
後、引き続き職員となつた者

3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるも
のに限る)の適用を受ける職員となつた者の
うち、その者が有する知識経験、学歴免許等の
資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの
試験の結果により採用された者に相当すると認
められる者については、前項の規定にかかわら
ず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験
に対応する区分を適用することができる。この
場合において、「総合職(院卒)」、「総合職(大
卒)」又は「専門職(大卒一群)」の区分によつ
たときは、その旨を人事院に報告するものとす
る。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用に
ついては、初任給基準表において別に定める場
合を除き、別表第三に定める学歴免許等資格区
分表(以下「学歴免許等資格区分表」という)
に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第十四条 新たに職員となつた者のうち、その者
に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学
歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格よ
り上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学
歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務
に直接有用な知識又は技術を修得したと認める
ものに対する初任給基準表の適用については、
その者に適用される初任給基準表の初任給欄に
定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の
有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資
格区分表に定める学歴免許等の区分に対応し
て次の表の下欄に定める数から同表の上欄及
び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準
表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分(その者
に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学
歴免許等の資格が掲げられている場合にあつて
は、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資
格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴
免許等の区分)の区分に応じて次の表の下欄に
定める数を減じた数(次条第二項において「加
算数」という)に四を乗じて得た数を加えて
得た数を号俸とする号俸をもつて、初任給基準
表の初任給欄の号俸とすることができ。

博士課程修了
修士課程修了、専
門職学位課程修了
又は大学六卒
大学専攻科卒
大学四卒
短大三卒
短大二卒
短大一卒又は高校
専攻科卒
高校三卒
高校二卒
中学卒
九

博士課程修了		二十一
修士課程修了、専 門職学位課程修了 又は大学六卒		十八
大学専攻科卒		十七
大学四卒	大学卒	十六
短大三卒		十五
短大二卒	短大卒	十四
短大一卒又は高校 専攻科卒		十三
高校三卒	高校卒	十二
高校二卒		十一
中学卒		九

備考
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学
に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する
課程(修業年限四年のものに限る)を修了した
者に対するこの表の適用については、同表の上
欄に掲げる「修士課程修了」の区分に対応する
同表の下欄に掲げる数に一を加えた数をもつて、
同欄に掲げる数とする。

二 その者の有する学歴免許等の資格に係るこ
の表の下欄に掲げる数については、人事院が別段の
定めをした職員については、人事院が定める数
をもつて、同欄に掲げる数とする。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分
の適用を受ける者に対する前項の規定の適用に
ついては、その区分に応じ、「総合職(院卒)」、
「総合職(大卒)」及び「専門職学位課程
修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職(大
卒)」、「一般職(大卒)」、「専門職(大卒一
群)」、及び「専門職(大卒二群)」にあつては
「大学卒」の区分、「一般職(高卒)」及び「専
門職(高卒)」にあつては「高校卒」の区分が
初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられている
ものとみなす。

(経験年数を有する者の号俸)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる
者のうち当該各号に定める経験年数を有する者
の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸
(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつて
は、同項の規定による号俸。以下この項におい
て「基準号俸」という。)の号数に、当該経験
年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち
五年を超える経験年数(第二号又は第四号に掲

げる者で人事院の定める職務の級に決定された
ものにあつては当該各号に定める経験年数とし、
職員の職務にその経験が直接役立つと認め
られる職務であつて人事院の定めるものに従事
した期間のある職員の経験年数のうち部内の他
の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認
める年数を除く。)の月数にあつては、(十八月)
で除いた数(一未満の端数があるときは、これ
を切り捨てた数)に別表第七の四イに定める行
政職俸給表(一)等職員昇給号俸数表のC欄の
上段に掲げる号俸数乗じて得た数を加えて得
た数を号数とする号俸(人事院の定める者にあ
つては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で
人事院の定める数を加えて得た数を号数とする
号俸)とすることができ。

一 第十三条第二項第一号に掲げる者 その者
の任用の基礎となつた試験に合格した時以後
の経験年数又はその者に適用される初任給基
準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、
「総合職(院卒)」にあつては「修士課程修
了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六
卒」の区分、「総合職(大卒)」、「一般職(大
卒)」、「専門職(大卒一群)」及び「専門職
(大卒二群)」にあつては「大学卒」の区分、
「一般職(高卒)」及び「専門職(高卒)」に
あつては「高校卒」の区分に属する学歴免許
等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける
者にあつては、その適用に際して用いられる
学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験
年数

二 第十三条第二項第二号に掲げる者及び同条
第三項の規定の適用を受ける者 人事院の定
める経験年数

三 前二号又は次号に該当する者以外の者 初
任給基準表の適用に際して用いられるその者
の学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適
用を受ける者にあつては、その適用に際して
用いられる学歴免許等の資格)を取得した時
以後の経験年数

四 第一号及び第二号に該当する者以外の者で
基準号俸が職務の級の最低の号俸(初任給基
準表に掲げられている場合の最低の号俸を除
く。)であるもの 人事院の定める経験年数

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用
される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許
等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位
の学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の

規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

(経験年数)

第十五条の二 第十一條第四項、第十二條第一項第二号及び第二項並びに前条に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によるものが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時)以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事院の定める学歴免許等の区分とする。)に対して別表第五に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱については、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第十六条 第十四条又は第十五条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規

定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもつて、その者の号俸とすることが出来る。

(人事交流等により異動した場合の号俸)

第十七条 次に掲げる者から人事交流等により引き続き職員の号俸に達しない者について、第十五条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失するものと認められるときは、これらの規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

- 一 俸給表の適用を受けない国家公務員
- 二 地方公務員
- 三 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤務するもの
- 五 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して一年を経過しない者
- 六 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- 七 前各号に掲げる者に準ずる者として人事院が定める者

(特殊の官職に採用する場合等の号俸)

第十八条 次に掲げる場合において、号俸の決定については第十五条又は第十六条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

- 一 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、准教授、研究員、医師等の官職に職員を採用しようとする場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする官職に職員を採用しようとする場合

(特定の職員についての号俸に関する規定の適用除外)

第十九条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分(これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。)の適用を受ける職員については、第十四条、第十五条及び前三条の規定は適用しない。

ただし、第十七条各号に掲げる者から引き続き職員となつた者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ人事院の承認を得て、その号俸を決定することが出来る。

第五章 昇格及び降格

(昇格)

第二十条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれか及び第四号に掲げる要件を満たさなければならぬ。
- 一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして人事院の定める要件
- 三 昇格させようとする日以前二年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が、昇格させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評価について、二の全体評価が「優良」の段階以上であり、かつ、他の全体評価が「良好」の段階以上であること(行政職俸給表(一)の三級又は二級に昇格させる場合その他の人事院の定める場合にあつては、人事院の定める要件を満たすこと)、かつ、昇格させようとする日以前二年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

- 四 職員を昇格させようとする日以前一年以内に、法第八十二条の規定による懲戒処分(第三十五条及び第三十七条第一項第三号において「懲戒処分」という。)又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 職員が国際機関若しくは民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項第三号に規定する全体評価の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前二年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする

日以前二年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 前三項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を一級以上の職務の級に決定しようとするときは、別表第六に定める在級期間表(以下「在級期間表」という。)に定める在級期間(職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。)及び在級期間表において人事院が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評価が「非常に優秀」の段階以上であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に百分の五十以上百分の百未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることが出来る。

5 第一項から第三項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において人事院が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を二級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として人事院の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を二級以上上位の職務の級に決定するものとする。

6 第四項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第六」とあるのは「人事院の定める要件及び別表第六」と、「定める在級期間(職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。)」及び在級期間表において」とあるのは「において」とする。

7 第四項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が一年に満たない者であつて、人事院の定めるところによる場合は、この限りでない。

(在級期間表の適用方法)

第二十条の二 在級期間表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

3 第十三条第二項第二号に掲げる者又は同条第三項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

一 第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める期間

二 第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第三項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める期間

(上位資格の取得等による昇格)
第二十一条 職員が第十三条第二項第一号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至つた場合には、第二十条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)
第二十二條 派遣法第三条に規定する派遣職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は人事院が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第二十三条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第七に定める昇格時号俸対照表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 第二十条、第二十一条又は前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第二十一条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号俸が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失するものと認められるときは、前三項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

(降格)
第二十四条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されるべき職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号俸)
第二十四条の二 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第七の二に定める降格時号俸対照表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前

項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前二項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事院の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額に達しない額の号俸でなければならない。

第六章 初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動
第二十五条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日

に新たに職員となつたものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるもの)にあつては、それぞれ(区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第十二条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級(次項及び第二十七条第一項において「仮定級」という。)の範囲内で昇格させ、当該職務に応じた降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評価が「非常に優秀」の段階以上である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号俸)
第二十六条 前条第一項に規定する異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 次号及び第三号に掲げる者以外の者 新たに職員となつたとき(免許等が必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取

得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

二 初任給の決定について第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者(次号に掲げる者を除く。) あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日におけることとなる号俸

三 人事院の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号俸を人事院の定めるところにより調整した場合に得られる号俸

2 前項の規定によるその者の号俸が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもつて、その者の異動後の号俸とすることができる。

3 第二十三条及び第二十四条の二の規定は、前条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については適用しない。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)
第二十七条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、仮定級の範囲内で決定するものとする。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の規定により職員を降格させた場合において適用する。

3 第二十一条第三項の規定により職務の級を決定された職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

(俸給表の適用を異にする異動をした職員番号)

第二十八條 第二十六條第一項の規定(第三号の規定を除く。)及び同条第二項の規定は、前条第一項又は第三項に規定する異動をした職員番号の異動後の番号について準用する。この場合において、第二十六條第一項第一号中「次号及び第三号」とあるのは「次号」と、同項第二号中「人事院の定める者(次号に掲げる者を除く。)」とあるのは「人事院の定める者」と読み替へるものとする。

第二十九條 専門スタッフ職俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員が専門スタッフ職俸給表の適用を受けることとなつた場合におけるその者の異動後の番号は、前条の規定にかかわらず、別表第七の三に定める専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表に定める異動をした職員にあつては当該異動をした日の前日にその者が受けていた号俸に対応する同表の異動後の号俸欄に定める号俸とし、その他の職員にあつては人事院の定める号俸とする。

(指定職俸給表から異動した職員の号俸) 第三十條 指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合におけるその者の異動後の号俸は、前二條の規定にかかわらず、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

第三十一條から第三十三條まで 削除

第七章 昇給 第七條 昇給(昇給日及び評価終了日)

第三十四條 給与法第八條第六項の規定により昇給を行う同項の人事院規則で定める日は、第三十九條又は第四十條に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とし、昇給日前における同項の人事院規則で定める日(「評価終了日」という。)とする。

第三十五條 給与法第八條第六項の人事院規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事院が定める事由とする。

(行政職俸給表(一)の七級以上の職員に相当する職員) 第三十六條 給与法第八條第七項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 専門行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

二 税務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの

四 公安職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

五 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

六 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

七 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの

八 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの

九 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

十 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

十一 福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

(昇給区分及び昇給の号俸) 第三十七條 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した二回の業績評価の全体評価(以下この条において「昇給評価」という。)がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 昇給評価が「良好」の段階以上である職員(直近の能力評価の全体評価が「優良」の段階以上であり、かつ、直近の連続した二回の業績評価の全体評価が「良好」の段階である職員及び直近の能力評価の全体評価が「良好」の段階である職員にあつては、人事院の定める者に限る。)のうち、勤務成績が特に良好である職員、次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

三 昇給評価のいずれかが「やや不十分」の段階以下である職員、評価終了日以前一年間に懲戒処分を受けた職員及び第三十五條に規定する事由に該当した職員並びに給与法第八條第六項後段の適用を受けることとなつた職員、次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 D

ロ 勤務成績が良好でない職員 E

二 前項の場合において、同項第三号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定するところが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、同号イに掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、同号ロに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。

三 次に掲げる職員の昇給区分は、第一項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

一 国際機関又は民間企業に派遣されていたことがない職員

二 昇給評価を付された時において、人事評価政令第六條第二項第一号又は第二号に掲げる職員であつた職員

四 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 人事院の定める事由以外の事由によつて評価終了日以前一年間(当該期間の途中において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から評価終了日までの期間)次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数を勤務していない職員(第一項第三号ロに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)

二 人事院の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

五 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定するところが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

六 各府省において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事院の定める場合を除き、人事院の定める割合におおむね合致していなければならない。

七 給与法第八條第六項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第七の四に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

八 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は第二十三條第三項、第二十六條第二項(第二十八條において準用する場合を含む。)若しくは第四十三條の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号俸を決定された者にあつては、人事院の定める数)とし、その新たに職員となつた日又は当該号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数に乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(人事院の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で人事院の定める号俸数)とする。

九 前二項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

十 第七項又は第八項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五條第一項に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

十一 一の昇給日において第一項又は第三項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号俸数の合計は、各府省の職員の定員、第六項の人事院の定める割合等を考慮して各府省

ごとに人事院の定める号俸数を超えてはならない。

第三十八條 給与法第八條第八項第一号の人事院規則で定める職員は、行政職俸給表(一)又は医療職俸給表(一)の適用を受ける職員とし、同号の人事院規則で定める年齢は、五十七歳とする。

第三十九條 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事院の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与法第八條第六項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- 三 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合

第四十條 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事院の承認を得て、人事院の定める日に、給与法第八條第六項の規定による昇給をさせることができる。

第四十一條 この章の規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

第八章 降号

第四十二條 規則一〇(職員の降給)第五條又は第六條第二項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号日の前日に受けていた号俸より二号俸下位の号俸(当該受けていた号俸が職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸)とする。

第九章 特別の場合における号俸の決定

第四十三條 職員が新たに職員となつたものとして場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第二十三條第三項又は第二十六條第二項(第二十八條において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。又は人事院が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を人事院の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

第四十四條 休職にされ、若しくは法第八條の第四項ただし書に規定する許可(以下「派遣許可」という。)を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間を別表第八に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つた日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に人事院の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合又は人事院が定めるこれに準ずる場合における号俸の調整については、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失わずと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従いその者の号俸を調整することができる。

第四十四條之二 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事院の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号俸を調整することができる。

第四十五條 職員の俸給の決定に誤りがあり、各号俸の長がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ人事院の承認を得たときは、その訂正を将来に方向して行なうことができる。

第十章 雑則

第四十六條 第十三條第三項前段の規定により初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「I種」又は「A種」の区分を適用した場合においては、その旨を人事院に報告するものとする。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「I種」、「II種」、「III種」、「A種」又は「B種」の区分の適用を受ける者に対する第十四條第二項及び第十五條第一項第一号の規定の適用については、第十四條第二項中「総合職(院卒)」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職(大卒)」、「一般職(大卒)」、「専門職(大卒一群)及び「専門職(大卒二群)」にあつては「大学六卒」の区分、「一般職(高卒)及び「専門職(高卒)」及び「専門職(大卒一群)及び「専門職(大卒二群)」にあつては「大学卒」の区分、「一般職(高卒)及び「専門職(高卒)」及び「専門職(大卒一群)及び「専門職(大卒二群)」にあつては「大学卒」の区分、「一般職(高卒)及び「専門職(高卒)」及び「専門職(大卒一群)及び「専門職(大卒二群)」にあつては「大学卒」の区分、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「III種」とする。

3 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「一般職(大卒)」、「専門職(大卒二群)」又は「II種」の区分の適用を受ける者に対する第十六條の規定の適用については、同条中「含む」とあるのは、「含む、当該適用される試験欄の区分が「一般職(大卒)」、「専門職(大卒一群)又は「II種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする」とする。

4 人事院の承認を得て定める基準等についての暫定措置

第四十八條 第十八條、第二十六條第一項第二号(第二十八條において準用する場合を含む。)若しくは第四十四條第二項に規定する人事院の承認を得て定めることとされている基準又は在級期間表において別に定めることとされている事項が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事院の承認を得て行ふものとする。

4 第四十八條之二 人事院は、この規則で別に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各号俸の長に対し、職員の職務の級及び号俸の決定等に係る事項について報告を求めることができる。

4 第四十九條 特別の事情によりこの規則の規定にすることができない場合又はこの規則の規定に

よることが著しく不適當であると認められる場合には、別に人事院の定めるところにより、又はあらかじめ人事院の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則(昭和五九年二月二五日人事院規則九一八一)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十條第一号、第十一條第二項及び第十八條の改正規定は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。

附則(昭和六〇年三月一日人事院規則九一八一)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六〇年二月二一日人事院規則九一八一)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八條第六号の改正規定及び附則第七項の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

1 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項及び第八項において同じ。)による改正後の人事院規則九一八(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項及び第八項において同じ。)による改正後の人事院規則九一八(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

3 この規則による改正前の人事院規則九一八別表第一の海事職俸給表(一)等級別標準職務表の備考第一項の規定により大型船舶(甲)とされていた船舶(改正後の規則別表第一の海事職俸給表(一)等級別標準職務表の備考第一項又は第二項の規定により大型船舶(一種)又は大型船舶(二種)とされる船舶を除く。)について、同表の備考第二項及び第三項中「1,600トン」とあるのは「1,500トン」とする。ただし、当該船舶について船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三條ただし書に規定する特定修繕が行われた後については、この限りでない。

4 一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十七号)以下「改正法」という。附則第三項又は第四項の規定により昭和六十一年七月一日(以下「切替日」という。)におけるその者の職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則別表第二の等級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その

者のこれらの規定により定められた職務の級（以下「切替後の職務の級」という。）に在級する期間に通算する。

一切切替後の職務の級を改正法附則別表第一の職務の級欄の下段に定める職務の級（同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。））に対応する職務の級が二掲げられている場合の下段に掲げられているものをいう。次号において同じ。改正後の規則第十一條第一項第一号に掲げる職務の級及び同号に掲げる職務の級（一の俸給表について同号に掲げる職務の級が二掲げられている場合にあつては、そのうち下位の職務の級）の直近下位の職務の級以外の職務の級とされた職員（旧等級が行政職俸給表（二）の五等級、研究職俸給表の五等級又は医療職俸給表（二）の六等級である職員及び切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員で旧等級が行政職俸給表（一）の七等級又は八等級である職員を除く。）旧等級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 一切切替後の職務の級を改正法附則別表第一の職務の級欄の下段に定める職務の級（行政職俸給表（一）の十級、海事職俸給表（一）の五級及び研究職俸給表の四級を除く。）に定められた職員のうち、旧等級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間が改正後の規則別表第二の級別資格基準表に定める当該切替後の職務の級に決定するための必要在級年数を超える職員 当該超える期間

5 改正法附則第三項又は第四項の規定により切替日におけるその者の職務の級を定められた職員（旧等級が行政職俸給表（二）の五等級、研究職俸給表の五等級又は医療職俸給表（二）の六等級である職員及び切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員で旧等級が行政職俸給表（一）の七等級又は八等級である職員を除く。）に係る当該切替後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格（切替日から昭和六十一年六月三十日までの間における改正後の規則第二十條の規定によるものに限る。）については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九十七号）附則第三項又は第四項の規定により昭和六十一年七月一日（以下この項

において「切替日」という。）における職務の級を同法附則別表第一の職務の級欄の下段に定める職務の級（同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下この項において「旧等級」という。））に対応する職務の級が二掲げられている場合の下段に掲げられているものをいう。又は専門行政職俸給表の六級（以下この項において「特定の職務の級」という。）に定められた職員にあつては、旧等級とこれらの規定により定められた職務の級に通算二年以上、これらの規定により切替日における職務の級を特定の職務の級以外の職務の級に定められた職員にあつては、旧等級とこれらの規定により定められた職務の級に通算一年以上」と、同項ただし書中「一年」とあるのは、「一年（切替日における職務の級を特定の職務の級に定められた職員にあつては、二年）」とする。

6 改正法による改正後の給与法及び改正後の規則の規定により切替日において昇格した職員の当該昇格後の俸給月額の規定については、改正法附則第五項又は第七項の規定により定められた俸給月額を切替日の前日において受けていたものとみなして改正後の規則第二十三條の規定を適用する。

7 第四十條に定める昇給の時期以前一年間の期間内に旧人事院規則一五〇六（休暇）による年次休暇によつて勤務しなかつた日がある職員に對するこの規則（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の人事院規則九一八第三十八條第六号の規定の適用については、同号中「給与法第十四條の三に規定する年次休暇」とあるのは「給与法第十四條の三に規定する年次休暇、旧人事院規則一五〇六（休暇）による年次休暇」とする。

8 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する改正後の規則別表第二の行政職俸給表（二）級別資格基準表の備考第一項第一号の（2）から（7）までに掲げる職員で、同日において属していた職務の等級が行政職俸給表（二）の五等級であるものうち、その者の経験年数が三年を超えた日（施行日において経験年数が三年を超えていた場合にあつては、施行日。以下同じ。）における俸給月額が一級七号俸以下の号俸である職員については、改正法の施行前に同俸給表の四等級に昇格した職員との均衡上必要があると認め

られるときは、その者の経験年数が三年を超えた日以後において、その俸給月額を一級八号俸までの範囲内の号俸に決定することができる。

附則（昭和六一年二月一日人事院規則九一八―四）

1 この規則は、昭和六十一年三月一日から施行する。ただし、第三十一條第二項及び第三十七條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに第三十八條、第四十條及び第四十一條の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 昭和六十一年四月一日前に改正前の人事院規則九一八第三十七條又は第三十九條第一号若しくは第二号の規定による昇給をした職員の当該昇給後の次期昇給については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年四月一日人事院規則九一八―五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月二五日人事院規則九一八―六）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附則（昭和六二年四月一日人事院規則九一八―七）

1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本国有鉄道に勤務していた者で、人事交流により施行日に職員となつたものの俸給月額については、その者を改正後の人事院規則九一八第十七條に規定する引き続き職員となつた者とみなして、同条の規定を適用する。

附則（昭和六三年三月二五日人事院規則九一八―八）

1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 次の表の上欄に掲げる期間に新たに職員となり、その職務の級を行政職俸給表（二）、税務職俸給表又は公安職俸給表（二）の三級に決定されたI種区分適用職員（人事院規則九一八（以下「規則九一八」という。）別表第二に定め

る級別資格基準表の試験欄の「I種」の区分の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に對する規則九一八第十五條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に應じ、同項ただし書中「その者の属する職務の級の一級上位の職務の級の最低の号俸を超える額の号俸」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和六十三年四月一日から第二十二條第一項の規定に
昭和六十五年三月三十日よる号俸の三号俸以上上
一日まで

昭和六十五年四月一日から第十二條第一項の規定に
昭和六十七年三月三十日よる号俸の四号俸以上上
一日まで

3 前項の規定により読み替えられた規則九一八第十五條第一項ただし書の規定の適用を受けたI種区分適用職員のうち、他の職員との均衡上必要があると認められる職員で人事院が定めるものについては、当該職員の俸給月額決定後の最初の昇給に係る昇給期間を人事院の定める期間短縮することができる。

4 当分の間、I種区分適用職員を行政職俸給表（一）、税務職俸給表又は公安職俸給表（二）の三級に昇格させる場合における規則九一八第二十二條第五項の規定の適用については、同項中「必要経験年数又は必要在級年数」とあるのは「必要経験年数」と、「それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数」とあるのは「同表の必要経験年数」とする。

5 海員学校司ちゆう科を卒業した者で海事職俸給表（二）の適用を受ける大型船舶（規則九一八別表第一の海事職俸給表（二）級別標準職務表の備考第一項に定める大型船舶をいう。以下同じ。）の船員であるものの職務の級（海事職俸給表（二）の）一級、二級及び三級に限る。）の決定については、改正後の規則九一八別表第二の海事職俸給表（二）級別資格基準表の規定を適用せず、なお従前の例によるものとする。

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事院が定める。

附則（昭和六三年二月一日人事院規則九一八―九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年四月一日人事院規則九一八―一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一三日人事院規則九一八一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附則（平成二年三月三十一日人事院規則九一八一）
この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年五月一日人事院規則九一八一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二年二月二六日人事院規則九一八一）
（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定及び附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の人事院規則九一八及び附則第十項の規定による改正後の人事院規則九一八（人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の規定は、平成二年四月一日から適用する。（経過措置等）

3 平成二年四月一日から同月三十日までの間の改正後の人事院規則九一八（以下「改正後の規則」という。）別表第六の行政職俸給表（一）初任給基準表の職種欄の「無線従事者」の区分の適用については、同表中

第1級総合無線通信士	2級2号俸
第1級陸上無線技術士	
第2級総合無線通信士	1級4号俸
第2級陸上無線技術士	
第1級陸上特殊無線技術士	
航空無線通信士	1級3号俸
第3級総合無線通信士	1級2号俸
国内電信級陸上特殊無線技術士	
第4級海上無線通信士	
第1級海上特殊無線技術士	
その他の資格	

第1級無線通信士	2級2号俸
第1級無線技術士	
第2級無線通信士	1級4号俸
第2級無線技術士	
特殊無線技術士（国際無線電信又は多重無線設備）	
第3級無線通信士	1級2号俸
航空級無線通信士	
特殊無線技術士（国内無線電信又は一般）	
電話級無線通信士	

とす。

4 前項に定めるもののほか、平成二年四月一日から同月三十日までの間の無線従事者に対する改正後の規則の適用に関し必要な事項は、人事院が定める。

5 海員学校高等科を卒業した者で平成二年四月一日以後に新たに職員となり、海事職俸給表（二）の適用を受ける大型船舶（改正後の規則別表第一の海事職俸給表（二）級別標準職務表の備考第一項に定める大型船舶をいう。）の船員となったものの初任給として受ける号俸の決定については、人事院が定める。

6 改正後の規則別表第八の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の休職等の期間について適用し、同日前の休職等の期間については、なお従前の例による。

附則（平成三年七月一日人事院規則九一八一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二四日人事院規則九一八一）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附則（平成四年一月一七日人事院規則九一八一）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成四年二月六日人事院規則九一八一）
（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定及び別表第六の公安職俸給表（二）初任給基準表の改正規定

（同表の備考に一項を加える部分を除く。）は、平成四年三月二十七日から施行する。（昇格等に関する平成七年度までの間の経過措置）

2 平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に職員をこの規則による改正後の人事院規則九一八（以下「改正後の規則」という。）別表第七の特定級表に定める職務の級以上の職務の級（以下「対象級」という。）に昇格させた場合におけるその者の俸給月額、改正後の規則第二十三条第一項の規定にかかわらず、その者が昇格する時期の別により、附則別表の対象職員及び経過期間欄に掲げる区分（経過期間欄に定めのないときは、対象職員欄に掲げる区分）に対応する同表の昇格後の号俸等欄に定める俸給月額とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、当該昇格後の号俸等欄の区分に対応する同表の短縮期間欄に定める期間短縮することができる。

3 前項若しくは附則第五項若しくは第十項の規定又は改正後の規則第二十三条第一項の規定の適用を受けた職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員を平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）に昇格させた場合には、前項並びに附則第五項及び第十項の規定並びに改正後の規則第二十三条及び第三十一条の規定の適用がなく、かつ、この規則による改正前の人事院規則九一八（以下「改正前の規則」という。）第二十三条及び第三十一条の規定の適用があるものとして、昇給等の規定を適用した場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる俸給月額及びこれを受け

ることとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、前項の規定（平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間にあっては改正後の規則第二十三条及び第三十一条の規定）を適用するものとする。

4 給与法第八條第九項の規定により昇給しないこととされている職員を平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に対象級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額は、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規則第二十三条の規定を適用したものとした場合に得られる俸給月額とする。

5 平成四年四月一日、平成五年四月一日、平成六年四月一日又は平成七年四月一日（以下この

項において「各調整日」という。）において、当該各調整日の前日から引き続き対象級に在職する職員（当該各調整日に対象級に昇格する職員を除く。）の当該各調整日における俸給月額及びこれを受けけることとなる期間については、その者が当該各調整日に属する職務の級の一級下位の職務の級からの昇格が当該各調整日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 五十六歳に達した日後に附則第二項の規定の適用を受けた職員で当該昇格後の号俸が改正前の規則第二十三条の規定を適用したものとした場合に得られる号俸の一号俸上位の号俸となるもの及び同日後に前項の規定の適用を受けた職員で人事院の定めるこれに準ずるものの当該昇格又は調整後の最初の昇給に係る昇給期間は、改正後の規則第三十四条の二の規定にかかわらず、二十四月とする。

7 調整期間中に対象級に二回以上昇格した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員を平成八年四月一日における俸給月額及びこれを受けけることとなる期間については、その者が同日に属する職務の級の二級下位の職務の級からの昇格が同日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

8 調整期間中に昇格をしなかった職員で附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員を平成八年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に最初に昇格させた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる俸給月額及びこれを受けけることとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、改正後の規則第二十三条又は第三十一条の規定を適用するものとする。

9 降格した職員を平成四年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に対象級に昇格（当該降格の日の前日においてその者が属していた職務の級の二級上位の職務の級までの昇格に限る。）させた場合におけるその者の号俸及び当

備考	1 この表において「経過期間」とは、昇格した日の前日における俸給月額を受けていた期間に相当する期間をいう(口の表及びハの表において同じ)。	2 人事院規則9―8第34条の2の規定により昇給期間が18月とされている職員(以下「18月職員」という。)及び同規定により昇給期間が24月とされている職員(以下「24月職員」という。)に対するこの表の適用については、経過期間欄の区分中「9月」とあるのは、18月職員にあつては「15月」と、24月職員にあつては「21月」とし、同欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「9月」と、24月職員にあつては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「9月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「15月を減じた期間」と、24月職員にあつては「21月を減じた期間」とする。	ロ 平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	対象職員	初号等職員	第1号職員	第2号職員	第3号等職員
	昇格後の職務の号俸等	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸
短縮期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間	経過期間から6月を減じた期間

備考	1 8月職員及び24月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第1号職員の区分、第2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「12月」と、24月職員にあつては「18月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「12月」とし、短縮期間欄の区分中「6月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「12月を減じた期間」と、24月職員にあつては「18月を減じた期間」とする。	ハ 平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	対象職員	初号等職員	第1号職員	第2号職員	第3号等職員	第5号職員	第6号職員
	昇格後の職務の号俸等	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸
短縮期間	経過期間から3月を減じた期間(その期間が9月を超過するときは9月を減じた期間)	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間

備考	1 8月職員及び24月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第1号職員の区分、第2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「3月」とあるのは、18月職員にあつては「9月」と、24月職員にあつては「15月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「12月」と、24月職員にあつては「18月」とし、短縮期間欄の区分中「3月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「9月を減じた期間」と、24月職員にあつては「15月を減じた期間」とする。	この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、平成四年四月一日から適用する。	附則(平成五年三月三〇日人事院規則九一八―二〇)	この規則は、公布の日から施行する。	1 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十一号)による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)による学校又は養成施設(人事院規則九一八別表第三に定める新中卒を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)を卒業した者で、この規則の施行の日以後に新たに職員となり、医療職俸給表(二)の適用を受けたあん摩マツサージ指圧師となつたものの初任給として受ける俸給月額については、改正後の人事院規則九一八別表第六の医療職俸給表(二)初任給基準表の規定を適用せず、なお従前の例による。	附則(平成五年一月二日人事院規則九一八―二二)	この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、平成五年四月一日から適用する。	附則(平成六年二月一六日人事院規則九一八―二三)	この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第一から別表第三までの改正規定、別表第六の公安職俸給表(二)初任給基準表の改正規定(同表の備考中第二項及び第一項の項番号を削る部分を除く。)、別表第六の公安職俸給表(二)初任給基準表の改正規定(同表の備考第三項を削る部分を除く。)、別表第六
	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸	昇格後の職務の号俸
短縮期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間	経過期間から3月を減じた期間

2号職員の区分及び第3号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「3月」とあるのは、18月職員にあつては「9月」と、24月職員にあつては「15月」とし、対象職員欄の第5号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「6月」とあるのは、18月職員にあつては「12月」と、24月職員にあつては「18月」とし、短縮期間欄の区分中「3月を減じた期間」とあるのは、18月職員にあつては「9月を減じた期間」と、24月職員にあつては「15月を減じた期間」とする。

附則(平成四年二月一六日人事院規則九一八―一九)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附則(平成五年三月三〇日人事院規則九一八―二〇)

この規則は、公布の日から施行する。

1 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十一号)による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)による学校又は養成施設(人事院規則九一八別表第三に定める新中卒を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)を卒業した者で、この規則の施行の日以後に新たに職員となり、医療職俸給表(二)の適用を受けたあん摩マツサージ指圧師となつたものの初任給として受ける俸給月額については、改正後の人事院規則九一八別表第六の医療職俸給表(二)初任給基準表の規定を適用せず、なお従前の例による。

附則(平成五年一月二日人事院規則九一八―二二)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一八の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附則(平成六年二月一六日人事院規則九一八―二三)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第一から別表第三までの改正規定、別表第六の公安職俸給表(二)初任給基準表の改正規定(同表の備考中第二項及び第一項の項番号を削る部分を除く。)、別表第六の公安職俸給表(二)初任給基準表の改正規定(同表の備考第三項を削る部分を除く。)、別表第六

日に受けることとなる俸給月額を切替日の前日に受けていたものとみなして新規規則第二十三条若しくは第二十四条又は規則九一八―一八（人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第八項の規定を適用する。

8 切替日から平成十二年四月一日（以下「調整日」という。）の前日までの間に職員を福祉職俸給表の二級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額、新規規則第二十三条第一項の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める俸給月額とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、同項の規定により昇格後の俸給月額を決定されたものとみなして新規規則第三十一条の規定を適用した場合に得られる期間短縮することができる。

9 前項の規定の適用を受ける職員に対する新規規則第二十三条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項の規定及び規則九一八―四〇（人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第八項」と、同条第五項中「前各項の規定による」とあるのは「前三項の規定又は規則九一八―四〇附則第八項の規定による」と、「前各項の規定にかかわらず」とあるのは「前三項の規定及び規則九一八―四〇附則第八項の規定にかかわらず」とする。

10 附則第八項の規定の適用を受けた職員（昇格した日の前日に受けていた俸給月額が福祉職俸給表の一級六号俸以下の号俸である職員を除く。）又は改正法附則第七項適用職員のうち旧級が行政職俸給表（一）の三級であった職員の調整日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者の職務の級が調整日に福祉職俸給表の二級に決定されたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

11 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員を切替日から平成十四年三月三十一日までの間に昇格させた場合の規則九一八―一八附則第八項の規定の適用について、同項の規定による場

合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院の承認を得てその者の俸給月額及び当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する期間を定めることができる。

12 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち、切替日前に降格した職員を切替日から平成十四年三月三十一日までの間に新規規則第七の特定級表に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の俸給月額及び当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。新規規則第二十三条第一項及び第三十一条第一項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定めるものとする。

13 前二項の規定の適用を受けた職員に対する調整日から平成十四年三月三十一日までの間の新規規則第三十一条第二項又は第四十一条第二項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十五条」とあるのは「若しくは第四十五条の規定又は規則九一八―四〇（人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第十項若しくは第十二項」とし、同日後における当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、人事院が定める。

14 附則第二項から前項までに定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。
附則（平成十二年三月二日人事院規則一―二七）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十二年四月十九日人事院規則九一八―四一）
この規則は、平成十二年四月二十日から施行する。

附則（平成十二年七月一日人事院規則九一八―四二）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十二年七月四日人事院規則一―三〇）
この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成十二年二月二七日人事院規則一―三二）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現にこの規則第五条の規定による改正前の規則九一八別表第三に定める学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格（同条の規定による改正後の規則九一八別表第三に定める学歴免許等資格区分表に掲げるものを除く。）を有する職員に対する同条の規定による改正後の規則九一八の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十二年二月二七日人事院規則一―三三）抄
（施行期日）
1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九条の規定、第十条中規則九一八別表第一の改正規定、第十一条の規定、第十二条中規則九一四〇第五条の改正規定（「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める部分を除く。）並びに第十三条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定は、同四年四月一日から施行する。

附則（平成十三年七月二五日人事院規則九一八―四三）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十三年一月一日人事院規則九一八―四四）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十四年三月一日人事院規則九一八―四五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十四年四月一日人事院規則九一八―四六）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十四年六月二〇日人事院規則一―三六）抄
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。
（人事院規則一―二四等の一部改正に伴う経過措置）
2 この規則（規則一四一―一七等改正規定を除く。次項において同じ。）の施行の際現に第二条の規定による改正前の規則一―二四第四条第二項第二号若しくは第二項の規定、第六条の規定による改正前の規則九一八第六条第二項第二号、第三号若しくは第四号の規定又は第十八条の規定による改正前の規則二―一〇第二十二條

第一項の規定に基づき第六条の規定による改正前の規則九一八別表第二に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用されている者に対する同条の規定による改正後の規則九一八別表第二に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用については、なお従前の例による。
3 第六条の規定による改正前の規則九一八第六条第二項第二号の規定による人事院の承認を得た試験の結果に基づき、同号の規定による人事院の承認を得た方法により選択されてこの規則の施行の日以後に職員となる者に対する第六条の規定による改正後の規則九一八別表第二に定める級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分及び同規則別表第六に定める初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用並びに同規則第十五条第一項の規定による俸給月額の決定については、なお従前の例による。
附則（平成十四年一月二二日人事院規則九一八―四七）
（施行期日等）
1 この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、第三十八条第一項第四号の三の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。
2 この規則（別表第二の改正規定に限る。）による改正後の規則九一八の規定は、平成十四年七月一日から適用する。
（施行日における昇格又は降格の特例）
3 この規則の施行の日昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる俸給月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の規則九一八第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。
附則（平成十五年一月四日人事院規則一―三七）抄
（施行期日）
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
附則（平成十五年四月一日人事院規則九一八―四八）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成十五年五月三〇日人事院規則九一八―四九）
この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

附則（平成二五年一〇月一日人事院規則一四〇）抄
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二五年一〇月一六日人事院規則九一八―五〇）
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日には昇格又は降格した職員の場合には、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる俸給月額を同日の直前に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の規則九一八―二三条又は第二十四条の規定を適用する。

附則（平成二六年四月一日人事院規則九一八―五一）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年四月二日人事院規則九一八―五二）
この規則は、平成十六年五月一日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一日人事院規則九一八―五三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一〇月二八日人事院規則九一八―五四）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（教育職俸給表の適用を受ける職員の在級年数等に関する経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第二項の規定により同法の施行の日（以下「施行日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員（以下「改正法附則第二項適用職員」という。）に対するこの規則による改正後の規則九一八―（以下「新規規則」という。）別表第二の級別資格基準表の適用については、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に同日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

3 改正法附則第二項適用職員に係る施行日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格（施行日から平成十七年十月二十七日までの間）における新規規則第二十条の規定によるものに限る。については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十六年十月二十七日においてその者が属していた職務の級及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第二項の規定により定められた職務の級に通算一年以上」とする。

ける新規規則第二十条の規定によるものに限る。については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十六年十月二十七日においてその者が属していた職務の級及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第二項の規定により定められた職務の級に通算一年以上」とする。
（教育職俸給表の適用を受ける職員の施行日における昇格又は降格の特例）
4 改正法附則第二項適用職員のうち、施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる俸給月額を施行日の前日に受けていたものとみなして新規規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。
附則（平成二七年四月一日人事院規則九一八―五五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成二七年九月三〇日人事院規則九一八―五六）
この規則は、平成十七年十月一日から施行する。
附則（平成二八年二月一日人事院規則九一八―五七）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
（改正法附則第六条適用職員の在級年数等に関する経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第六条の規定によりその者の平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（当該職務の級を行政職俸給表（一）の十級、専門行政職俸給表の八級、税務職俸給表の十級、公安職俸給表（一）の十一級、公安職俸給表（二）の十級、教育職俸給表（一）の五級、研究職俸給表の六級又は医療職俸給表（一）の五級に定められた職員を除く。次項において「改正法附則第六条適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の規則九一八―（以下「新規規則」という。）別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

1 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職俸給表（一）の二級若しくは五級、行政職俸給表（二）の四級、税務職俸給表（一）の二級若しくは五級、公安職俸給表（一）の特二級若しくは五級又は公安職俸給表（二）の特二級若しくは五級であった職員
（二）の二級若しくは五級であった職員
旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
二 前号に掲げる職員以外の職員
旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
3 改正法附則第六条適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格（切替日から平成十九年三月三十一日までの間）における新規規則第二十条の規定によるものに限る。については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職俸給表（一）の二級若しくは五級、行政職俸給表（二）の四級、税務職俸給表の二級若しくは五級又は公安職俸給表（一）の特二級若しくは五級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあつては、旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第六条の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同法附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職俸給表（一）の二級若しくは五級、行政職俸給表（二）の四級、税務職俸給表（一）の二級若しくは五級、公安職俸給表（一）の特二級若しくは五級、公安職俸給表（二）の特二級若しくは五級であった職員
（二）の二級若しくは五級であった職員
旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
二 前号に掲げる職員以外の職員
旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
3 改正法附則第六条適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格（切替日から平成十九年三月三十一日までの間）における新規規則第二十条の規定によるものに限る。については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職俸給表（一）の二級若しくは五級、行政職俸給表（二）の四級、税務職俸給表の二級若しくは五級又は公安職俸給表（一）の特二級若しくは五級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあつては、旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第六条の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同法附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

（初任給に関する経過措置）
5 規則九一―三七（平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九一―八（初任給昇格、昇給等の基準）の特例）の施行の日から平成二十六年十二月三十一日までの間に新たに職員となり、その者の号俸の決定について規則九一―八第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者（平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）において三十八歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となつた日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第十二条第一項の規定による号俸（同規則第十四条第一項の規定による初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となつた者が特定職員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、三）で除して得た数の年数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡つた日が平成二十二年一月一日前となるもの採用日における号俸は、同規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡つた日の翌日から採用日までの間における同規則第三十四条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。
一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員
平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで
二 調整日において四十六歳に満たない職員（次号及び第四号に掲げる職員を除く。）
平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで
三 調整日において四十五歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）
平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで
四 調整日において四十歳に満たない職員
平成十九年一月一日
（平成十九年一月一日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例）
6 平成十九年一月一日までの間における規則九一―八第三十七条第一項、第三項第一号及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは、「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは、「D又はE（給与法第八條第七項の規定の適用を受ける特定職員に

俸については、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十三年二月一日人事院規則九一―二八）抄

第一条 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年四月一日人事院規則九一―一七三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年二月二八日人事院規則九一―一七四）抄

第一条 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月二九日人事院規則九一―一七五）

1 この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十四年二月二九日人事院規則九一―一三二）抄

第一条 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月一〇日人事院規則九一―一七六）

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

附則（平成二十五年二月一五日人事院規則九一―一三三）抄

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年四月一日人事院規則九一―一五九）抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

（人事院規則九一―八の一部改正に伴う経過措置）
第二条 規則八一―八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験の結果に基づいて、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。附則第五条第一項において「改正法」という。）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員（以下「旧給与特例法適用職員」という。）とあり、引き続き旧給与特例法適用職員として勤務した後、引き続き給与法第六條第一項の俸給表のうちいずれかの俸給表の適用を受けることとなつた者に対する規則九一―八第四章から第六章まで及び第十章の規定の適用については、その者を同規則第十三条第二項第二号に掲げる者とみなす。

附則（平成二十五年一月一日人事院規則九一―一七七）抄

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則（平成二十六年二月二八日人事院規則九一―一三四）抄

第一条 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年五月二九日人事院規則九一―一六二）抄

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十六年二月一九日人事院規則九一―一七八）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一―八の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

2 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることとすることができる。

附則（平成二十六年一月一九日人事院規則九一―一三七）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年一月三〇日人事院規則九一―一七九）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月一八日人事院規則九一―一六三）抄

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（人事院規則九一―八の一部改正に伴う経過措置）
第三条 規則八一―八第一項に規定する採用試験の結果に基づいて、特定独立行政法人の職員（以下「特定独立行政法人職員」という。）となり、引き続き特定独立行政法人職員として勤務した後、引き続き給与法第六條第一項の俸給表のうちいずれかの俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となつた者に対する第五条の規定による改正後の規則九一―八第四章から第六章まで及び第十章の規定の適用については、その者を同規則第十三条第二項第二号に掲げる者とみなす。

（施行期日等）

（雑則）
第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則（平成二十七年六月二四日人事院規則九一―一六六）

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

附則（平成二十八年一月二六日人事院規則九一―一八〇）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一―八の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、改正後の規則九一―八の規定による号俸が改正前の規則九一―八の規定に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九一―八の規定にかかわらず、改正前の規則九一―八の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及び昇格、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることとすることができる。

附則（平成二十八年三月一日人事院規則九一―一八一）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年一月二四日人事院規則九一―一八二）抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項、第十二条第一項第二

（施行期日等）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

（施行期日）

号、別表第一、別表第六、別表第七の専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表、別表第七の二の専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表及び別表第七の四の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九一八の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、改正後の規則九一八の規定による号俸が改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

第三条 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十八年二月一日人事院規則九一八―八三）
（施行期日）
1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の規則九一八別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年五月一九日人事院規則一七〇）抄
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年二月一五日人事院規則九一八―八四）

（施行期日等）
1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一八の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、改正後の規則九一八の規定による号俸が改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成三〇年二月一日人事院規則九一八―八五）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成三〇年二月三〇日人事院規則九一八―八六）
（施行期日等）
1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一八（次項において「改正後の規則九一八」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）附則第三条第一項の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、改正後の規則九一八の規定による号俸がこの規則によ

る改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によるものとする。

附則（平成三一年四月一日人事院規則九一八―八七）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（令和元年五月二三日人事院規則一七三）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月二二日人事院規則九一八―八八）
（施行期日等）
1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一八（次項において「改正後の規則九一八」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、改正後の規則九一八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあつた職員（個別に

人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によるものとする。

附則（令和元年二月一八日人事院規則九一八―八九）
この規則は、令和二年一月一日から施行する。

附則（令和二年六月二二日人事院規則一七五）抄
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和二年二月二八日人事院規則一七六）抄
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年九月一日人事院規則一七七）
この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年二月二四日人事院規則九一八―九〇）
（施行期日）
第一条 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 職員を昇格させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価及び四回の業績評価の全体評価の全部又は一部が、令和四年九月三十日までのいずれかの評価期間（人事評価政令第五条第三項又は第四項に規定する評価期間をいう。）に係る能力評価又は業績評価の全体評価となる間における職員の昇格については、なお従前の例による。この場合において、この規則による改正前の規則九一八第二十条第二項第三号イ中「又は中位の段階」とあるのは、「若しくは中位の段階又は規則一一二―四（人事院規則一一二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則）による改正後の規則一一二（用語の定義）（以下「改正後の規則一一二」という。）第三十七号に規定する「良好」の段階以上」と、同条第四項及び同規則第二十五条第二項中「最上位の段階」とあるのは「最上位の段階又は改正後の規則一一二第三十五号に規定する「非常に優秀」の段階以上」と、「が上位の

人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によるものとする。

（段階」とあるのは「が上位の段階又は同号に規定する「非常に優秀」の段階以上」とする。
第三条 令和五年一月一日に行う給与法第八條第六項の規定による昇給については、なお従前の例による。
第四条 前二条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則（令和四年六月二四日人事院規則一八一）
 この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一月一八日人事院規則九一八）
 この規則は、公布の日から施行する。

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一、別表第二及び別表第六の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。
 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の規則九一八（同条において「改正後の規則九一八」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九一八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

第三条 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることとができる。

附則（令和五年一月二四日人事院規則九一八）

（施行期日等）
第一条 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一八（次条において「改正後の規則九一八」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。
（経過措置）

第二条 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九一八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

第三条 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることとができる。

別表第一 標準職務表（第三条関係）

イ 行政職俸給表（一）級別標準職務表	職務の級	標準的な職務
1級	1 主任の職務 2 典型的な業務を行う職務	1 本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2 地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1 本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2 地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務
3級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1 本省、管区機関又は府県単位機関の係長又は困難な業務を処理する主任の職務 2 地方出先機関の相当困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する主任の職務
3	特定の分野についての特に高度の専門的な知識又は	

4級	1 本省の課長補佐の職務 2 管区機関の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 3 府県単位機関の特に困難な業務を分掌する係の長の職務 4 地方出先機関の課長の職務	経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務
5級	1 本省の課長補佐の職務 2 管区機関の困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 府県単位機関の課長の職務 4 地方出先機関の課長の職務	1 本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 管区機関の課長の職務 3 府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務 4 困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務
6級	1 本省の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 管区機関の課長の職務 3 府県単位機関の困難な業務を所掌する課の長の職務 4 困難な業務を所掌する地方出先機関の長の職務	1 本省の室長の職務 2 管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長の職務 3 府県単位機関の長の職務 4 本省の困難な業務を所掌する室の長の職務
7級	1 本省の室長の職務 2 管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長の職務 3 府県単位機関の長の職務 4 本省の困難な業務を所掌する室の長の職務	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務 2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務
8級	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務 2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務 2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務
9級	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務 2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務	1 本省の重要な業務を所掌する課の長の職務 2 管区機関の長又は管区機関の特に重要な業務を所掌する部の長の職務
10級	1 本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務	1 本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務

2級	1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする作業船の乗組員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う家政職員の職務	2 重要な業務を所掌する管区機関の長の職務
1級	1 電話交換手の職務 2 しゅんせつ船等の作業船（以下「作業船」という。）の乗組員の職務 3 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 4 理容、調理等の家政的業務を行う職員（以下「家政職員」という。）の職務 5 自動車運転手の職務 6 守衛又は巡視の職務 7 用務員、労務作業員等（以下「用務員等」という。）の職務	1 この表において「本省」とは、府、省又は外局として置かれる庁の内部部局をいう。 2 この表において「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。 3 この表において「府県単位機関」とは、1府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。 4 この表において「地方出先機関」とは、1府県の一部の地域を管轄区域とする相当の規模を有する機関をいう。 5 この表において「室」とは、課に置かれる相当の規模を有する室をいう。

4級	3級
<p>1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務</p> <p>2 作業船の困難な業務を行う船長若しくは機関長又は多数の乗組員を直接指揮監督する甲板長若しくは操機長の職務</p> <p>3 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>4 多数の家政職員を直接指揮監督する主任の職務</p>	<p>5 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務</p> <p>6 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務</p> <p>7 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務</p> <p>1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務</p> <p>2 作業船の船長若しくは機関長又は数名の乗組員を直接指揮監督する甲板長若しくは操機長又は高度の技能若しくは経験を必要とする作業船の乗組員の職務</p> <p>3 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務</p> <p>4 数名の家政職員を直接指揮監督する主任又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う家政職員の職務</p> <p>5 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務</p> <p>6 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務</p> <p>7 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務</p>

5級	4級	3級	2級	1級	職 務 の 標 準 的 な 職 務	専門行政職俸給表級別標準職務表
<p>5 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務</p> <p>6 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務</p> <p>1 作業船の特に困難な業務を行う船長又は機関長の職務</p> <p>2 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務</p> <p>3 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務</p>	<p>1 検疫所(支所を除く。)の相当困難な業務を所掌する課の長の職務</p> <p>2 植物防疫所の統括植物防疫官、統括調査官又は統括同定官(以下「統括植物防疫官」という。)の職務</p> <p>3 動物検疫所(支所を除く。)の相当困難な業務を所掌する課の長の職務</p> <p>4 特許庁の審査に関する事務の調整等を行う審査官(以下「上席審査官」という。)又は審査官の職務</p> <p>5 次席海事技術専門官の職務</p> <p>6 先任航空管制運航情報官、先任航空管制通信官、先任航空管制官又は先任航空管制技術官(以下「先任航空交通管制官」という。)の職務</p>	<p>1 極めて高度の専門的な知識、技術等に基づき特に困難な業務を独立して行う専門官の職務</p> <p>特に高度の専門的な知識、技術等に基づき困難な業務を独立して行う専門官の職務</p>	<p>1 専門的な知識、技術等に基づき独立して、又は上級の専門官の概括的な指導の下に業務を行う専門官の職務</p>	<p>1 専門行政職俸給表級別標準職務表</p>	<p>専門行政職俸給表級別標準職務表</p>	<p>専門行政職俸給表級別標準職務表</p>

5級	6級	7級	8級	職 務 の 標 準 的 な 職 務	1級	2級	3級
<p>1 植物防疫所若しくは動物検疫所(以下「動物防疫官署」という。)の部長又は特に困難な業務を処理する統括植物防疫官の職務</p> <p>2 特許庁の困難な業務を処理する上席審査官又は審判官の職務</p> <p>3 首席海事技術専門官の職務</p> <p>4 特に困難な業務を所掌する先任航空交通管制官又は空港事務所の相当困難な業務を所掌する部の長の職務</p>	<p>1 動物防疫官署の長又は困難な業務を所掌する部の長の職務</p> <p>2 特許庁の審査長又は審判長の職務</p> <p>3 困難な業務を所掌する首席海事技術専門官の職務</p> <p>4 空港事務所の困難な業務を所掌する部の長の職務</p>	<p>1 規模の大きい動物防疫官署の長の職務</p> <p>2 特許庁の特に困難な業務を所掌する審査長又は困難な業務を所掌する審判長の職務</p> <p>特許庁の極めて困難な業務を所掌する審査長又は特に困難な業務を所掌する審判長の職務</p>	<p>1 租税の賦課及び徴収に関する定型的な業務を行う職務</p> <p>2 国税局(税務署を除く。以下同じ。)又は税務署の主任の職務</p> <p>3 租税の賦課及び徴収に関する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>1 国税庁の内部部局(以下「国税庁の本庁」という。)又は国税局の国税実査官、国税調査官、国税査察官又は国税徴収官(以下「国税実査官等」という。)の職務</p>	<p>標準的な職務</p>	<p>1 国税局(税務署を除く。以下同じ。)又は税務署の主任の職務</p> <p>2 租税の賦課及び徴収に関する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p>	<p>1 国税庁の内部部局(以下「国税庁の本庁」という。)又は国税局の国税実査官、国税調査官、国税査察官又は国税徴収官(以下「国税実査官等」という。)の職務</p>	<p>1 国税局(税務署を除く。以下同じ。)又は税務署の主任の職務</p> <p>2 租税の賦課及び徴収に関する特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p>

4級	5級	6級	7級	8級
<p>1 国税庁の本庁又は国税局の困難な業務を処理する国税実査官等の職務</p> <p>2 国税不服審判所の困難な業務を処理する国税審査官の職務</p> <p>3 税務署の上席国税徴収官又は上席国税調査官(以下「上席国税徴収官等」という。)の職務</p> <p>1 税務大学校又は税務大学校地方研修所の教育官の職務</p> <p>2 国税局の主査の職務</p> <p>3 税務署の統括国税徴収官若しくは統括国税調査官(以下「統括国税徴収官等」という。)又は困難な業務を処理する上席国税徴収官等の職務</p>	<p>1 税務大学校又は税務大学校地方研修所の教育官の職務</p> <p>2 国税局の主査の職務</p> <p>3 税務署の統括国税徴収官若しくは統括国税調査官(以下「統括国税徴収官等」という。)又は困難な業務を処理する上席国税徴収官等の職務</p>	<p>1 国税庁の国税庁監察官又は監督評価官(以下「国税庁監察官等」という。)の職務</p> <p>2 国税不服審判所の国税副審判官の職務</p> <p>3 国税局の課長の職務</p> <p>4 税務署の相当困難な業務を処理する副署長又は困難な業務を所掌する統括国税徴収官等の職務</p>	<p>1 国税庁の困難な業務を処理する国税庁監察官等の職務</p> <p>2 国税不服審判所の国税審判官の職務</p> <p>3 国税局の特に困難な業務を所掌する課の長の職務</p> <p>4 規模の大きい税務署の長又は税務署の困難な業務を処理する副署長の職務</p>	<p>1 国税不服審判所の特に困難な業務を処理する国税審判官の職務</p> <p>2 国税局の部長の職務</p>

5級	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高検察庁、公安調査庁の内部部局（以下「公安調査庁の本庁」という。）又は海上保安庁の本庁の課長補佐の職務 2 高等検察庁又は管区海上保安本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 公安調査局の困難な業務を処理する統括調査官の職務 4 地方検察庁若しくは海上保安部の課長又は少年院若しくは少年鑑別所の困難な業務を所掌する課の長の職務 5 地方検察庁の困難な業務を処理する統括捜査官の職務 6 公安調査事務所の首席調査官の職務
<ol style="list-style-type: none"> 3 高等検察庁又は管区海上保安本部の課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 4 公安調査局の統括調査官の職務 5 地方検察庁又は海上保安部の特に困難な業務を分掌する係の長の職務 6 地方検察庁の統括捜査官又は特に困難な業務を処理する主任捜査官の職務 7 少年院又は少年鑑別所の課長の職務 8 大型巡視船の首席航海士等又は特に困難な業務を処理する主任航海士等の職務 9 中型巡視船の航海長、機関長、通信長、主計長若しくは砲術長（以下「各科長」という。）又は困難な業務を処理する首席航海士等の職務 10 小型巡視船の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する航海長等の職務 11 大型巡視艇の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 12 中小型巡視艇の特に困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 	

7級	<ol style="list-style-type: none"> 1 高等検察庁又は管区海上保安本部の特に困難な業務を所掌する課の長の職務 2 小型巡視船の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 1 1 中型巡視船の船長若しくは業務管理官又は困難な業務を処理する各科長の職務 1 0 大型巡視船の各科長又は困難な業務を処理する首席航海士等の職務 9 規模の大きい海上保安署の長の職務 1 0 大型巡視船の各科長又は困難な業務を処理する首席航海士等の職務 1 1 中型巡視船の船長若しくは業務管理官又は困難な業務を処理する各科長の職務 2 小型巡視船の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 1 高等検察庁又は管区海上保安本部の特に困難な業務を所掌する課の長の職務 	6級	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高検察庁、公安調査庁の本庁又は海上保安庁の本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 高等検察庁又は管区海上保安本部の課長の職務 3 公安調査局の首席調査官の職務 4 地方検察庁又は海上保安部の困難な業務を所掌する課の長の職務 5 地方検察庁の首席捜査官又は特に困難な業務を処理する統括捜査官の職務 6 公安調査事務所の困難な業務を処理する首席調査官の職務 7 少年院、少年鑑別所又は海上保安部の次長の職務 8 少年院又は少年鑑別所の特に困難な業務を所掌する課の長の職務 9 規模の大きい海上保安署の長の職務 1 0 大型巡視船の各科長又は困難な業務を処理する首席航海士等の職務 1 1 中型巡視船の船長若しくは業務管理官又は困難な業務を処理する各科長の職務 2 小型巡視船の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務
----	--	----	---

9級	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当の規模を有する高等検察庁事務局の長の職務 2 極めて規模の大きい地方検察庁事務局、公安調査事務所、少年院、少年鑑別所又は海上保安部の長の職務 3 大型巡視船の特に困難な業務を処理する船長又は業務管理官の職務 	8級	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高検察庁の課長の職務 2 特に規模の大きい地方検察庁事務局、公安調査事務所、少年院、少年鑑別所又は海上保安部の長の職務 3 地方検察庁の特に困難な業務を処理する首席捜査官の職務 4 大型巡視船の困難な業務を処理する船長又は業務管理官の職務 5 地方検察庁の特に困難な業務を処理する課長の職務 6 特に規模の大きい海上保安署の長の職務 7 大型巡視船の船長若しくは業務管理官又は困難な業務を処理する各科長の職務 8 中型巡視船の困難な業務を処理する船長又は業務管理官の職務
----	---	----	---

3級	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型船舶（一種）又は大型船舶（二種）の二等航海士、二等機関士若しくは二等通信士（以下「二等航海士等」という。）又は困難な業務を処理する航海士等若しくは事務員の職務 2 大型船舶（三種）の二等航海士等、事務長又は困難な業務を処理する航海士等若しくは事務員の職務 3 中型船舶（一種）の一等航海士、一等機関士若しくは 	2級	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型船舶（一種）、大型船舶（二種）、大型船舶（三種）、中型船舶（一種）又は中型船舶（二種）の相当高度の知識又は経歴を必要とする業務を行う航海士等又は事務員の職務 	1級	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型船舶（一種）、大型船舶（二種）、大型船舶（三種）、中型船舶（一種）又は中型船舶（二種）の定型的な業務を行う航海士、機関士若しくは通信士（以下「航海士等」という。）又は事務員の職務 	<p>ト</p> <p>海事職俸給表（一）級別標準職務表</p> <p>標準的な職務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数（同法附則第3条第1項本文の規定によるものをいう。以下この表において同じ。）600トン以上の巡視船をいう。 2 この表において「中型巡視船」とは、新総トン数150トン以上400トン未満又は旧総トン数200トン以上600トン未満の巡視船をいう。 3 この表において「小型巡視船」とは、新総トン数150トン未満又は旧総トン数200トン未満の巡視船をいう。 4 この表において「大型巡視艇」とは、艇長20メートル以上の巡視艇をいう。 5 この表において「中小型巡視艇」とは、艇長20メートル未満の巡視艇をいう。
----	--	----	--	----	---	---

備考
1 この表において「大型巡視船」とは、新総トン数（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）第5条の規定によるものをいう。以下この表

6級	5級	4級
<p>1 大型船舶(二種)の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務</p> <p>2 大型船舶(二種)の船長又は機関長の職務</p>	<p>1 大型船舶(一種)の一等航海士等又は困難な業務を処理する事務長の職務</p> <p>2 大型船舶(二種)又は大型船舶(三種)の困難な業務を処理する一等航海士等の職務</p> <p>3 中型船舶(二種)の相当困難な業務を処理する船長又は機関長の職務</p> <p>4 中型船舶(一種)の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務</p> <p>5 中型船舶(二種)の相当困難な業務を処理する船長又は機関長の職務</p>	<p>1 大型船舶(一種)の事務長又は困難な業務を処理する二等航海士等の職務</p> <p>2 大型船舶(二種)の一等航海士等、事務長又は困難な業務を処理する二等航海士等の職務</p> <p>3 大型船舶(三種)の一等航海士等、困難な業務を処理する事務長又は特に困難な業務を処理する二等航海士等の職務</p> <p>4 中型船舶(一種)の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務</p> <p>5 中型船舶(二種)の相当困難な業務を処理する船長又は機関長の職務</p>

2級	1級	7級	備考
<p>相当の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員の職務</p>	<p>標準的な職務 船舶の乗組員の職務</p>	<p>3 大型船舶(三種)の相当困難な業務を処理する船長又は機関長の職務</p> <p>大型船舶(一種)の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務</p>	<p>1 この表において「大型船舶(一種)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数(国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている船舶にあつては、国際総トン数。以下同じ。)2,500トン以上の船舶をいう。</p> <p>2 この表において「大型船舶(二種)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数1,600トン以上2,500トン未満の船舶をいう。</p> <p>3 この表において「大型船舶(三種)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上1,600トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数1,600トン以上の船舶をいう。</p> <p>4 この表において「中型船舶(一種)」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数200トン以上500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数200トン以上1,600トン未満の船舶をいう。</p> <p>5 この表において「中型船舶(二種)」とは、近海区域を航行区域とする総トン数200トン以上200トン未満の船舶をいう。</p> <p>6 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)の規定による「甲区域」内において従業する漁船は、遠洋区域を航行区域とする船舶として、同令の規定による「乙区域」内において従業する漁船は、近海区域を航行区域とする船舶として取り扱うものとする。</p>

6級	5級	4級	3級
<p>備考</p> <p>1 この表において「大型船舶」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン以上の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数1,600トン以上の船舶をいう。</p> <p>2 この表において「中型船舶」とは、遠洋区域を航行区域とする総トン数500トン未満の船舶又は近海区域を航行区域とする総トン数200トン以上1,600トン未満の船舶をいう。</p> <p>3 この表において「小型船舶」とは、近海区域を航行区域とする総トン数200トン未満の船舶又は沿海区域若しくは平水区域を航行区域とする船舶をいう。</p> <p>4 この表において「各長」とは、甲板長、操機長又は司ちゆう長を、「各次長」とは、甲板次長、操機次長又は司ちゆう次長を、「乗組員」とは、操だ手、甲板員、操機手、機関員、司ちゆう手又は司ちゆう員をいう。</p>	<p>1 大型船舶の各長又は困難な業務を処理する各次長の職務</p> <p>2 中型船舶の各長又は困難な業務を処理する各次長の職務</p> <p>3 小型船舶の船長若しくは機関長又は困難な業務を処理する各長の職務</p>	<p>1 大型船舶の各次長の職務</p> <p>2 中型船舶の各長の職務</p> <p>3 高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員の職務</p>	

2級	1級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級
<p>1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務</p> <p>2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の職務</p>	<p>上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う研究補助員の職務</p>	<p>専修学校において当該専修学校における教育全般についての統括、調整等を行う職務</p>	<p>専修学校において教育を行う職務</p>	<p>専修学校において教育の補助を行う職務</p>	<p>教育職俸給表(二)級別標準職務表</p> <p>標準的な職務</p>	<p>大学に準ずる教育施設の教授の職務</p>	<p>大学に準ずる教育施設の教授の職務</p>	<p>大学に準ずる教育施設の講師の職務</p>	<p>気象大学校又は海上保安大学校(以下「大学」に準ずる教育施設)という。)の助教の職務</p>

4級	3級	2級	1級	職級の職務	6級	5級	4級	3級
2 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務	1 医療機関の長又は医療機関の困難な業務を処理する副院長の職務	3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	1 病院又は療養所（以下「医療機関」という。）の診療科長の職務	1 試験所又は研究所の長の職務	2 極めて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務	1 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務

5級	4級	3級	2級	1級	職級の職務	5級
2 薬局の困難な業務を行う主任薬剤師の職務	1 医療機関の薬剤部又は薬剤科（以下「薬局」という。）の相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務	2 医療機関の相当困難な業務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務	1 医療機関の主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務	1 栄養士の職務	1 診療放射線技師の職務	1 規模の大きい医療機関の長の職務

2級	1級	職級の職務	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	職級の職務	8級	7級	6級	
2 相当困難な業務を行う主任児童指導員又は主任保育士の職務	1 生活支援員、児童指導員、保育士又は介護員の職務	福祉職俸給表級別標準職務表 標準的な職務	極めて規模の大きい医療機関の看護部長又は看護部長の職務	特に規模の大きい医療機関の総看護部長の職務	医療機関の総看護部長若しくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護部長若しくは副看護部長の職務	医療機関の相当困難な業務を処理する看護部長の職務	2 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務	1 保健師又は助産師の職務	1 看護師の職務	1 准看護師の職務	医療職俸給表（三）級別標準職務表 標準的な職務	規模の大きい薬局の長の職務	2 医療機関の主任栄養士、主任診療放射線技師長又は臨床検査技師長の職務	3 医療機関の主任栄養士、主任診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長又は作業療法士長の職務

4級	3級	2級	1級	職級の職務	6級	5級	4級	3級
極めて重要な政策の企画及び立案を支援する業務を行う職務	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく特に困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、特に重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく困難な調査、研究、情報の分析等を行うことにより、重要な政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務を行う職務	障害者支援施設等の主任生活支援業務を所掌する課の長の職務	3 児童福祉施設の主任生活支援業務を行う課の長の職務	1 障害者支援施設又は児童福祉施設（以下「障害者支援施設等」という。）の課長の職務	1 困難な業務を行う生活支援専門職の職務

指定職俸給表号別標準職務表

ラ

ワ

カ

タ

別表第二 初任給基準表(第二十一条、第十二条関係)

号俸	標準的な職務	職種	行政職俸給表(一) 初任給基準表
1号俸	特に重要な業務を所掌する管区機関の長の職務	試験	
2号俸	本省の部長の職務	採用	
3号俸	本省の重要な業務を所掌する部の長の職務	総合職(卒)	2号俸
4号俸	本省の局長の職務	総合職(大卒)	1号俸
5号俸	本省の重要な業務を所掌する局の長の職務	総合職(卒)	2号俸
6号俸	外局の長官の職務	総合職(大卒)	1号俸
7号俸	特に規模の大きい外局の長官の職務	総合職(卒)	2号俸
8号俸	事務次官の職務	総合職(大卒)	1号俸
備考	1 この表において「本省」とは、府、省又は外局の内部部局をいう。 2 この表において「外局」とは、外局として置かれる庁をいう。 3 この表において「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。	一般	初任給

無線従事者	その他	専門職(大卒)	専門職(大卒)	専門職(大卒)
第1号俸	第1号俸	第1号俸	第1号俸	第1号俸
第2号俸	第2号俸	第2号俸	第2号俸	第2号俸
第3号俸	第3号俸	第3号俸	第3号俸	第3号俸
第4号俸	第4号俸	第4号俸	第4号俸	第4号俸
第5号俸	第5号俸	第5号俸	第5号俸	第5号俸
第6号俸	第6号俸	第6号俸	第6号俸	第6号俸
第7号俸	第7号俸	第7号俸	第7号俸	第7号俸
第8号俸	第8号俸	第8号俸	第8号俸	第8号俸
第9号俸	第9号俸	第9号俸	第9号俸	第9号俸

1 備考	職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法(昭和25年法律第131号)に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作若しくはその監督又は電波監視の業務に従事する職員(以下「無線従事者」という。)に適用する。	第1号俸	第2号俸	第3号俸	第4号俸	第5号俸	第6号俸	第7号俸	第8号俸	第9号俸
		第1号俸	第2号俸	第3号俸	第4号俸	第5号俸	第6号俸	第7号俸	第8号俸	第9号俸

2	職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄の「その他の資格」は、電波法施行令(平成13年政令第245号)に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。
3	無線従事者の経験年数は、その資格(その資格が電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第67号)附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあっては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格)を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
4	次に掲げる者にこの表又は第6項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。 一 航空保安大学校本科、気象大学校大学部、海上保安大学校本科又は海上保安学校本科の卒業者のうち、人事院が定める者 二 航空保安大学校本科、気象大学校大学部、海上保安大学校本科又は海上保安学校本科の卒業者のうち、人事院が定める者 三 薬剤師その他特別の免許を有する者及び特殊の知識、技術又は経験を有する者のうち、人事院が定める者
5	試験欄の「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」の区分の適用を受けた者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)にあつては「2級31号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「2級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「2級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。
6	平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験	学歴免許等	初任給
採用試験		
I種		2級1号俸
II種		1級25号俸

Ⅲ種	1級5号俸
A種	1級26号俸
B種	1級15号俸

7 前項の表の試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）にあつては「2級31号俸」と、博士課程修了（大学6卒後のものを除く。）にあつては「2級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「2級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

8 第5項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第5項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

職種	学歴免許		初任給
	許等	初任給	
技能職員	高校卒	1級17号俸	1級17号俸
	中学卒	1級9号俸	
労務職員 (甲)		1級17号俸から	1級17号俸から 1級49号俸まで
		1級49号俸	
労務職員 (乙)		1級1号俸から	1級1号俸から 1級29号俸まで
		1級29号俸	

1 職種欄の各区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。

- 一 技能職員
 - (1) 電話交換手
 - (2) 湖、川若しくは港のみを航行する船舶、しゅんせつ船等の作業船、総トン数30トン未満の漁船、総トン数5トン未満の船舶その他これらに準ずる船舶に乗り組む者
 - (3) 機械工作工、電工（6）に掲げる者を除く。、大工、印刷工、製図工、ガラ

- (4) ス工等物の製作、修理、加工等の業務に従事する者
- (5) 理容師、美容師、調理師等家政的業務に従事する者
- (6) 自動車運転手
- (7) 建設機械操作手、ボイラー技士、電工（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う者に限る。）、溶接工等機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの

- (8) 上記の（2）から（6）までに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者
- (9) 労務職員（甲） 守衛、巡視等監視、警備等の業務に従事する者
- (10) 労務職員（乙） 用務員、労務作業員等

2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校卒」の区分による。

- 一 前項第1号の（2）に掲げる者のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に規定する船舶職員又は小型船舶操縦者として必要な資格を有する者
- 二 前項第1号の（5）に掲げる者
- 三 前項第1号の（6）に掲げる者

3 前項各号に掲げる者の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数

職種	経験年数		初任給
	経験年数	初任給	
労務職員 (甲)	11年以上	1級53号俸から	1級53号俸から 1級73号俸まで
	20年未満	1級73号俸まで	
労務職員 (乙)	20年以上	1級77号俸から	1級77号俸から 1級81号俸まで
	4年未満	1級33号俸から	
14年以上	1級49号俸から	1級49号俸から 1級57号俸まで	
	1級57号俸まで		

5 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

6 第1項第1号の（2）から（7）までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、1級17号俸から1級29号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

職種	経験年数		初任給
	経験年数	初任給	
労務職員 (乙)	8年未満	1級37号俸から	1級37号俸から 1級57号俸まで
	18年以上	1級61号俸から	
		1級61号俸から	1級69号俸まで

7 前項の規定の適用を受けた職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とある

8 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

試験	学歴免許		初任給
	許等	初任給	
採用試験	総合職（院卒）	1級27号俸	1級27号俸
	一般職（大卒）	1級17号俸	
試験	専門職（大卒二群）	1級9号俸	1級9号俸
		1級9号俸	

1 電波法に規定する無線従事者の資格を有し、航空通信施設等の運用、保守等の業務に従事する職員（以下「航空無線従事者」という。）にこの表又は第6項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2 航空無線従事者の経験年数は、その資格（その資格が電波法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあつては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格）を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 航空保安大学校本科の卒業者にこの表又は第6項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

4 前項に規定する者で職務の級を1級に決定されたものに第15条第1項の規定を適用する場合には、同項第3号に定める経験年数から0.5年を減じた期間をもつて、同号の経験年数とする。

5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了（大学6卒後の

のは「2年を超える経験年数」と、同項第3号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。

この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

8 専門行政職俸給表初任給基準表

ものに限る。)にあつては「1級47号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「1級42号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「1級27号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

6 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

試験	学歴免許等	
	初任給	採用試験
採用試験	I種	1級17号俸
	II種	1級9号俸

7 前項の表の試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)にあつては「1級47号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「1級42号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「1級27号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

8 第5項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第5項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

二 職務職俸給表初任給基準表

試験	学歴免許等	
	初任給	採用試験
採用試験	総合職(院卒)	2級11号俸
	総合職(大卒)	2級1号俸
	一般職(大卒)	1級21号俸
	一般職(高卒)	1級1号俸

専門職(大卒)	1級22号俸
専門職(大卒二群)	1級21号俸
専門職(高卒)	1級1号俸

1 備考
職務大学校普通科の卒業者にこの表又は第3項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2 試験欄の「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)にあつては「2級31号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「2級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「2級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

試験	学歴免許等	
	初任給	採用試験
採用試験	I種	2級1号俸
	II種	1級21号俸
	III種	1級1号俸
	A種	1級22号俸
B種	1級11号俸	

4 前項の表の試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)にあつては「2級31号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「2級26号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「2級11号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

5 第2項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとして

し、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第2項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

試験	学歴免許等	
	初任給	採用試験
採用試験	総合職(院卒)	3級15号俸
	総合職(大卒)	3級5号俸
	一般職(大卒)	2級13号俸
	一般職(高卒)	1級33号俸
	専門職(大卒)	3級2号俸
	専門職(大卒二群)	2級13号俸
専門職(高卒)	1級33号俸	

備考

1 皇宮警察又は都道府県警察における採用時教養の修了者、刑務所等において教科的教育等に従事する法務教官等で特別の免許又は特殊の知識、技術若しくは経験を有するものうち人事院が定めるものその他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者にこの表又は第5項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2 試験欄の「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が、博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)にあつては「3級35号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「3級30号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「3級15号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

3 試験欄の「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、皇宮護衛官採用試験(大卒程度試験)の結果に基づいて職員となつた者については、この表の初任給欄が「1級21号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

4 試験欄の「専門職(大卒二群)」の区分の適用を受ける者のうち、法務省専門職員(人間科学)採用試験の矯正心理専門職A又は矯正心理専門職Bの結果に基づいて職員となつた者で、刑務所等において資質の調査に関する職務に従事するもの(大学院において心理学を専攻し、修士課程修了以上の学歴免許等の資格を有するものに限る。)については、この表の初任給欄の号俸が「2級14号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

試験	学歴免許等	
	初任給	採用試験
採用試験	I種	3級5号俸
	II種	2級13号俸
	III種	1級33号俸
	A種	3級2号俸
B種	2級3号俸	

6 前項の表の試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、博士課程修了、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒の学歴免許等の資格を有する者でその専門的な知識、技術又は経験を必要とする官職に採用されるものについては、同表の初任給欄の号俸が、博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)にあつては「3級35号俸」と、博士課程修了(大学6卒後のものを除く。)にあつては「3級30号俸」と、修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒にあつては「3級15号俸」と定められているものとして取り扱うことができる。

7 第2項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第2項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

へ 公安職俸給表(二) 初任給基準表

採用試験	採用試験					その他
	総合職 (院卒)	総合職 (大卒)	一般職 (大卒)	一般職 (高卒)	専門職 (大卒)	
2級15号俵	2級5号俵	1級25号俵	1級5号俵	2級2号俵	1級25号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
2級33号俵	2級33号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級33号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る

採用試験	採用試験					その他
	総合職 (院卒)	総合職 (大卒)	一般職 (大卒)	一般職 (高卒)	専門職 (大卒)	
2級15号俵	2級5号俵	1級25号俵	1級5号俵	2級2号俵	1級25号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
2級33号俵	2級33号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級33号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る

採用試験	採用試験					その他
	総合職 (院卒)	総合職 (大卒)	一般職 (大卒)	一般職 (高卒)	専門職 (大卒)	
2級15号俵	2級5号俵	1級25号俵	1級5号俵	2級2号俵	1級25号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
2級33号俵	2級33号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級33号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る

採用試験	採用試験					その他
	総合職 (院卒)	総合職 (大卒)	一般職 (大卒)	一般職 (高卒)	専門職 (大卒)	
2級15号俵	2級5号俵	1級25号俵	1級5号俵	2級2号俵	1級25号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
2級33号俵	2級33号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級13号俵	2級33号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る
1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	1級1号俵	博士課程修了 6卒後のものに限る

1 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了(大学6卒後のものに限る)」、「博士課程修了」又は「修士課程修了(大学6卒)」の区分は、第13条第3項の規定の適用を受ける者のうち当該区分の適用についてあらかじめ人事院の承認を得た者に適用する。

2 生物学その他高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者のうち、人事院が定める者にこの表又は第5項の表を適用する場合における初任給欄の号俵は、人事院が別に定める。

3 試験欄の「総合職(院卒)」又は「総合職(大卒)」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」又は「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもつて充てる必要のある官職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俵が「博士課程修了」にあつては「2級33号俵」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「2級17号俵」と定められているものとして取り扱うものとする。

4 前項又は第6項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、前項又は第6項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

5 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となつた者には、次の表を適用する。

6 試験欄の「I種」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもつて充てる必要のある官職に採用されるものについては、前項の表の初任給欄の号俵が「博士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「2級33号俵」と定められているものとして取り扱うものとする。

7 医療職俸給表(一) 初任給基準表

果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5・5」とする。

7 無線従事者のうち、第2級総合無線通信士等に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

8 第1項及び第3項から前項までの規定にかかわらず、2級から6級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

行政職俸給表(二) 在級期間表

職種	職務の級				
	2級	3級	4級	5級	6級
技能職員	9	別定	別定	別定	別定
労務職員(甲)	別定	別定	別定	別定	別定
労務職員(乙)	別定	別定	別定	別定	別定

1 職種欄の各区分については、別表第2の行政職俸給表(二) 初任給基準表の備考第1項に定めるところによる。

2 職種欄の「技能職員」の区分の適用を受ける職員のうち、別表第2の行政職俸給表(二) 初任給基準表の備考第2項に規定する者又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「9」とあるのは、「6」とする。

備考

職務の級	
2級	3級
4級	4級
4級	5級
3級	6級
3級	7級
3級	8級

1 総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて

職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「7」とあるのは、総合職(院卒)又は総合職(大卒)の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」と、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者にあつては「9」とする。

2 5級から8級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、人事院が別に定める要件を満たさなければならぬ。この場合において、人事院が別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。

3 航空無線従事者のうち、第1級総合無線通信士、第1級海上無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有する者については、第1項及び第6項の規定は適用しないことができる。

4 航空無線従事者のうち、第2級総合無線通信士、第2級海上無線通信士、第2級陸上無線技術士、第1級総合陸上無線通信士、第3級海上無線通信士、第3級総合陸上無線通信士、第3級海上無線通信士、第4級海上無線通信士若しくは第1級海上特殊無線技師又は電波法施行令に定める海上特殊無線技師、航空特殊無線技師及び陸上特殊無線技師の資格のうち、第1級陸上特殊無線技師、国内電信級陸上特殊無線技師及び第1級海上特殊無線技師以外のもの資格を有する者(第7項において「第2級総合無線通信士等」という。)に対する第1項の規定の適用については、一般職(高卒)又は専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

5 別表第2の専門行政職俸給表初任給基準表の備考第3項に規定する者に対するこの表の適用については、その者の資格を考慮して人事院が別に定める。

6 I種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「7」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」と、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「9」とする。

7 航空無線従事者のうち、第2級総合無線通信士等に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

8 第1項及び第3項から前項までの規定にかかわらず、2級から4級までの職務の級のうち人

事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

二 税務職俸給表在級期間表

職務の級	
2級	3級
4級	4級
4級	5級
2級	6級
2級	7級
4級	8級

1 総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5・5」とする。

2 7級から10級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、人事院が別に定める要件を満たさなければならぬ。この場合において、人事院が別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。

3 I種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5・5」とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、2級から6級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

ホ 公安職俸給表(一) 在級期間表

職務の級	
2級	3級
4級	4級
6級	5級
2級	6級
2級	7級
4級	8級

1 一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、「2」とする。

2 総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、総合職(院卒)、専門職(大卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、総合職(院卒)、専門職(大卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「4」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2・5」とする。

6 I種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「1」とあるのは、I種又はA種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2・5」とする。

7 I種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級4級の欄中「4」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」とする。

8 第1項から第3項まで及び第5項から前項までの規定にかかわらず、2級から7級までの職

務の級のうち人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

1 総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5・5」とする。

2 7級から10級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、人事院が別に定める要件を満たさなければならぬ。この場合において、人事院が別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。

3 I種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5・5」とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、2級から6級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

ホ 公安職俸給表(一) 在級期間表

職務の級	
2級	3級
4級	4級
6級	5級
2級	6級
2級	7級
4級	8級

1 一般職(高卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、「2」とする。

2 総合職(院卒)、総合職(大卒)、一般職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、総合職(院卒)、専門職(大卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、総合職(院卒)、専門職(大卒)若しくは専門職(高卒)の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「4」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2・5」とする。

6 I種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「1」とあるのは、I種又はA種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「2・5」とする。

7 I種、Ⅲ種、A種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級4級の欄中「4」とあるのは、I種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「3」と、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5」とする。

8 第1項から第3項まで及び第5項から前項までの規定にかかわらず、2級から7級までの職

務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

7 項に掲げる者を除く。に対する前項の規定の適用については、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。

- 1 総合職（院卒）、総合職（大卒）、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、総合職（院卒）又は総合職（大卒）の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、一般職（高卒）若しくは専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者又は選考採用者にあつては「8」とする。
- 2 7級から10級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、人事院が別に定める要件を満たさなければならぬ。この場合において、人事院が別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。
- 3 海上保安庁の船員、通信員及び航空員で高校卒以上の学歴免許等の資格を有するもの（次項に掲げる者を除く。）に対する第1項の規定の適用については、一般職（高卒）又は専門職（高卒）の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うことができる。
- 4 次に掲げる者に対するこの表の適用については、その者の免許その他の資格を考慮して人事院が別に定める。
 - 一 海上保安大学校本科又は海上保安学校本科の卒業生
 - 二 別表第2の公安職俸給表（二）初任給基準表の備考第2項に規定する者
- 5 Ⅰ種、Ⅲ種又はB種の結果に基づいて職員となつた者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、Ⅰ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「0」と、Ⅲ種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「8」と、B種の結果に基づいて職員となつた者にあつては「5・5」とする。
- 6 海上保安庁の船員、通信員及び航空員で高校卒以上の学歴免許等の資格を有するもの（第4

職種の級	海事職俸給表（一）在級期間表		職種の級	
	船長の職名	船長の職名	船長の職名	船長の職名
2級	0	0	0	0
3級	0	5	0	5
4級	4	別	4	別
5級	別	別	別	別
6級	別	別	別	別
7級	別	別	別	別

航空機士	機士	通信士	栄養士	事務員	船長	機長	航海士	機士	通信士	栄養士	事務員	船長	機長	航海士	機士	通信士	栄養士	事務員	
0					0	0	0					0	0	0					
別					5	5	5					5	5	5					
定					別	別	別					別	別	別					
に					に	に	に					に	に	に					
る					る	る	る					る	る	る					
め					め	め	め					め	め	め					
定					定	定	定					定	定	定					

職種の級	海事職俸給表（二）在級期間表		職種の級	
	船長の職名	船長の職名	船長の職名	船長の職名
2級	5	5	5	5
3級	5	5	5	5
4級	別	別	別	別
5級	別	別	別	別
6級	別	別	別	別

備考 1 船舶の種類欄の船舶の種類については、別表第1の海事職俸給表（二）級別標準職務表の備考に定めるところによる。

2 職種欄の「大型船舶（一種）大型船舶（二種）大型船舶（三種）」の「事務長」、「2等航海士」、「2等機関士」、「2等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種）中型船舶（二種）」の「1等航海士」、「1等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2・5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

<p>規則11―4第3条第1項第5号の規定による休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)の期間</p> <p>法第79条第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)</p> <p>備考 次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一 派遣職員 派遣先の機関の業務</p> <p>二 官民人事交流法第8条第2項に規定する交流派遣職員 官民人事交流法第16条に規定する派遣先企業において就いていた業務</p> <p>三 法科大学院派遣法第4条第3項又は第11条第1項の規定により派遣された職員 法科大学院派遣法第9条(法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。)に規定する当該法科大学院における教授等の業務</p> <p>四 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第48条の3第1項の規定により派遣された職員 同法第48条の9に規定する機構における特定業務</p> <p>五 福島復興再生特別措置法第89条の3第1項の規定により派遣された職員 同法第89条の9に規定する機構における特定業務</p> <p>六 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定により派遣された職員 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第23条に規定する組織委員会における特定業務</p> <p>七 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定により派遣された職員 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第10条に規定する組織委員会における特定業務</p> <p>八 令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により派遣された職員 令和七年国際博覧会特措法第31条に規定する博覧会協会における特定業務</p>	<p>は、1/2 (以下)</p> <p>1/3以下</p>
--	------------------------------------

九 令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定により派遣された職員 令和九年国際園芸博覧会特措法第21条に規定する博覧会協会における特定業務